

次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び 「第5期仙台市障害福祉計画」の策定について（案）

1 策定の趣旨

- ・ 障害者基本法に基づき、本市の障害者のための基本的な施策を定める「市町村障害者計画」として、次期「仙台市障害者保健福祉計画」を策定する。
- ・ 障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策を定める「市町村障害福祉計画」として「第5期仙台市障害福祉計画」を策定する。
- ・ 仙台市基本構想、仙台市基本計画を基礎とし、本市の障害者の保健福祉施策全般にかかる理念や基本的な方針、主要施策を定める計画として策定する。

2 策定の進め方

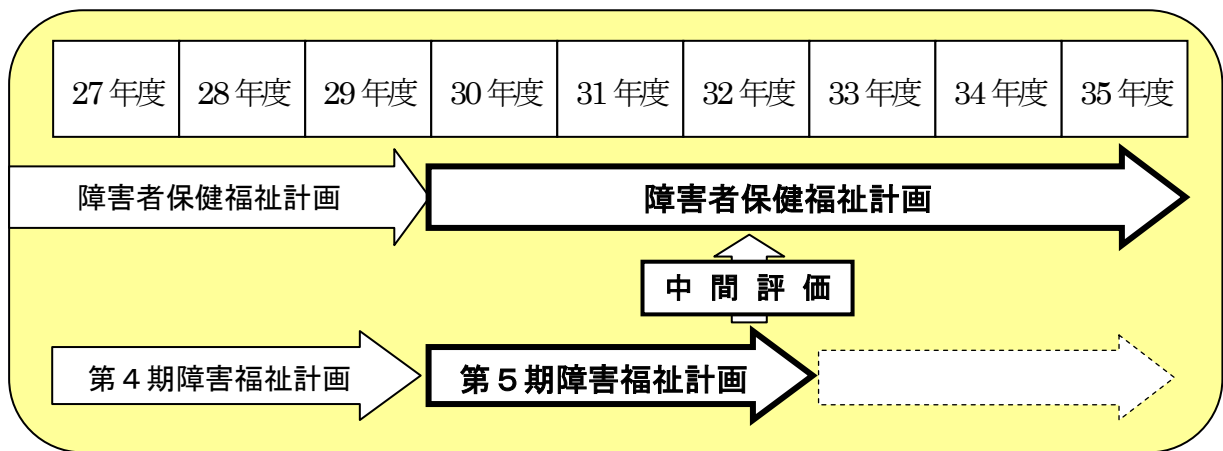
- ・ 「障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査と聴き取り調査）」等により、仙台市の障害保健福祉サービスの現状及び意見、障害者に対する意識等を把握する。
- ・ 特定のテーマについて、集中的に検討するための作業部会を仙台市障害者施策推進協議会に設置する。
- ・ 「障害者自立支援協議会」や「精神保健福祉審議会」等の他機関での議論を計画に反映させる。
- ・ 仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、市民や支援団体等の意見を公募する。

3 今後の主な策定スケジュール

日 程	内 容
平成29年1月	第4回協議会：計画策定に係る諮問
平成29年3月	第5回協議会：基礎調査報告、検討部会設置
平成29年5月～	協議会を年5回程度、 検討部会を月1回程度、合計4～5回実施
平成29年10月	検討部会最終報告
平成29年11月	中間案提示
平成29年12月～	パブリックコメント募集
平成30年2月	答申
平成30年3月	計画策定

4 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とする。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を前期、平成 33 年度から平成 35 年度までの 3 年間を後期とする。
- ・ 第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。
- ・ 平成 32 年度に第 6 期障害福祉計画の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。ただし、国の障害者制度改革の動向も含め、社会状況等の変化に対し、必要に応じて計画を見直す。



5 計画の位置づけ

- ・ 本計画は、仙台市基本構想及び仙台市基本計画を踏まえながら、本市に関連する計画と連携して、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定する。

図：計画の位置づけ（イメージ）

